

2 調査内容（案）

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	（1）国政選挙の年代別投票率	2
	（2）地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	（1）主権者教育の取組について	4
	（2）選挙啓発の取組について	5
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	（1）広域自治体の人口、2023年度予算額、議員数、議員任期について	6
	（2）地方議会の組織図について	6
	（3）広域自治体議会の権限について	8
	（4）住民が議会審議に参加する仕組みについて	8
	（5）住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	9
	（6）議会活動に関する広報について	9
	（7）議員に対する給付について	9
	（8）議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	9
4	選挙制度について	
	（1）選挙権と被選挙権	10
	（2）有権者登録について	11
	（3）地方議会議員選挙の選挙期日について	12
	（4）地方議会議員選挙に係る選挙制度について	12
	（5）供託金について	13
	（6）選挙管理委員会の独立性について	14
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	（1）女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	15
	（2）立候補者の政策等を知る方法について	19
6	投票環境について	
	（1）投票所の設置数と主な設置場所について	21
	（2）投票所の設置要件について	21
	（3）期日前投票について	21
	（4）二重投票対策・本人確認の方法について	21
	（5）郵便投票について	21
	（6）高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	22
	（7）投票者に対するインセンティブの付与について	22
	（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について	22
7	インターネット投票について	
	（1）インターネット投票の導入状況について	23
	（2）インターネット投票を導入している場合	23
	（3）インターネット投票を導入していない場合	23
8	義務投票制について	
	（1）義務投票制の採用の有無について	24
	（2）義務投票制の採用の時期や経緯等について	24
	（3）罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	24

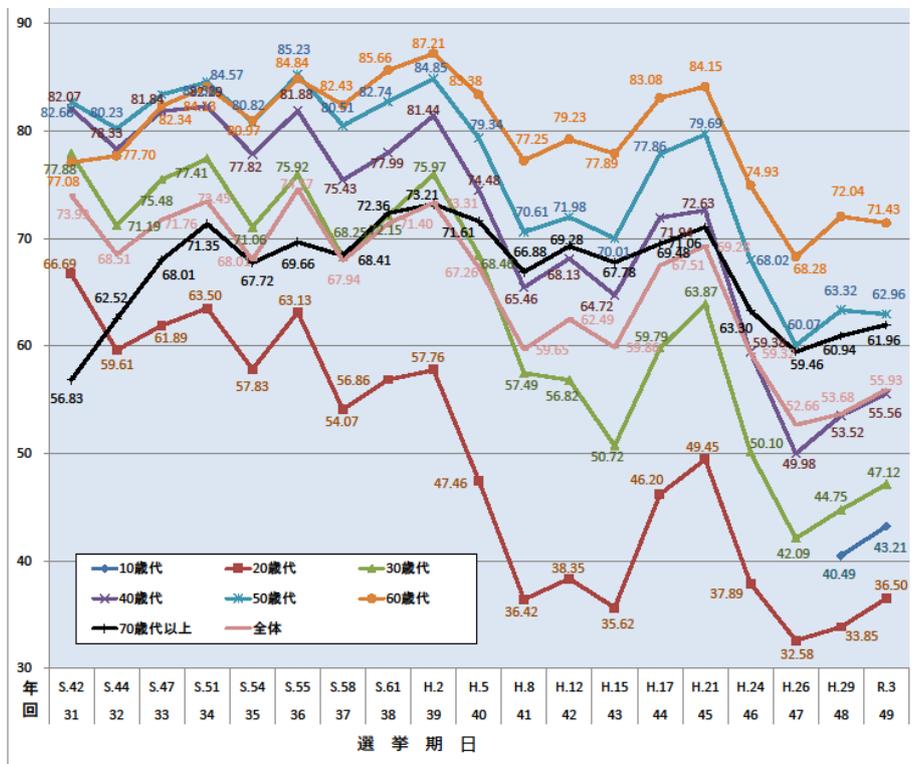
1. 投票率に関する事項

(1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

「別添：シンガポール年代別投票率」に記載のとおり。

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



(%)

年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3	
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
10歳代																			40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50	
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12	
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56	
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96	
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43	
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96	
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。

※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。

※③ 第48回の第10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移【地方自治体を有しないため、該当なし】

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のうち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。



(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

初等教育	情報なし
中等教育	情報なし
高等教育	情報なし

（日本の例）令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況

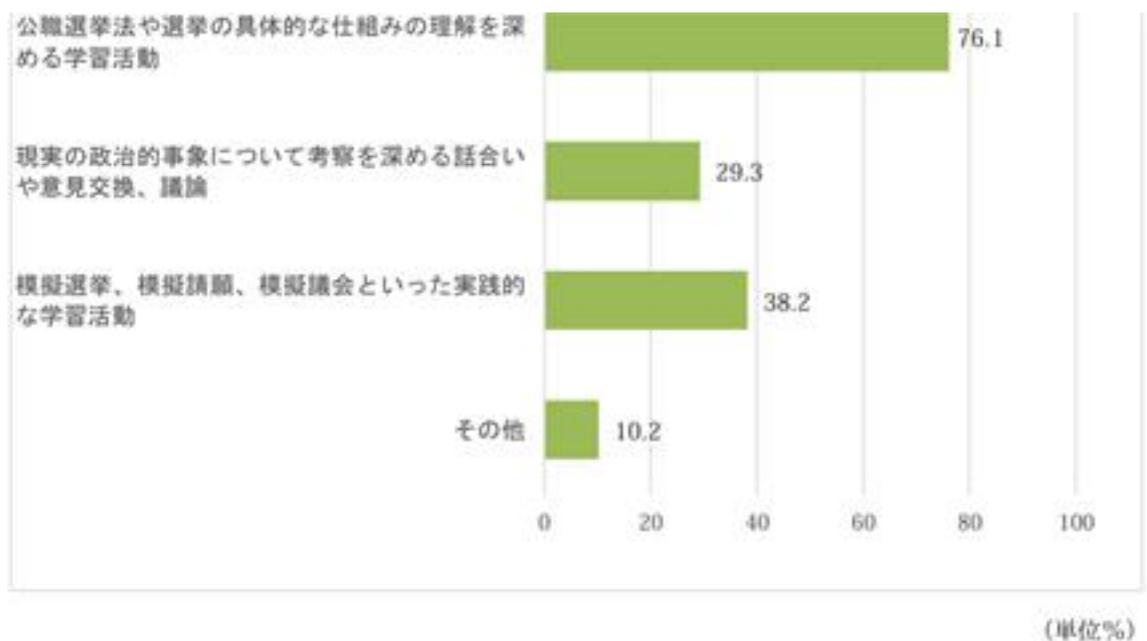


図 2-13 令和4年度第1学年に対する主権者教育として実施した学習活動（複数回答）

「その他」（自由記述）として、回答があった活動の例は以下のとおりである。

- 生徒会役員選挙
- 新聞、ニュース動画の利用など
- 県議会議員の出前授業
- 公共機関の利用サービス、消費税のしくみ、社会保障制度についての理解を深める学習

（文部科学省）

②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

主権者教育についてのカリキュラムはなく、各学校が選挙に関する授業を実施しているかどうかについても情報なし。

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容
情報なし	

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

情報なし

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	政府から有権者に対し、投票プロセスについて説明する動画・ポスターの作成を行っている。 ※以下リンクを参照 https://www.eld.gov.sg/voters_publication.html
民間団体等の取組	情報なし

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項【地方自治体を有しないため、該当なし】

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期

(2) 地方議会の組織図について

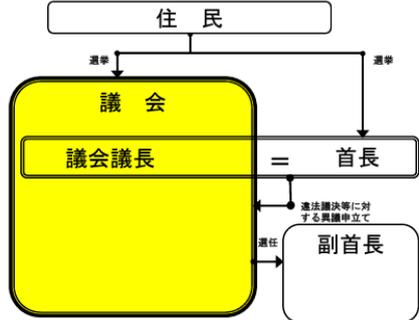
回答例を参考に御回答下さい（ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要）。

議会の組織（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



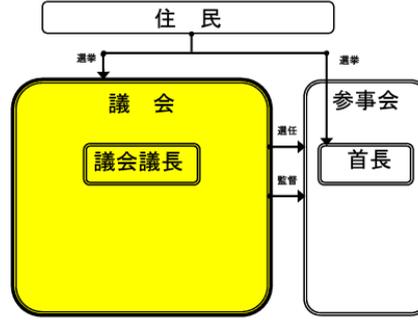
（南ドイツ評議会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。
 ※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

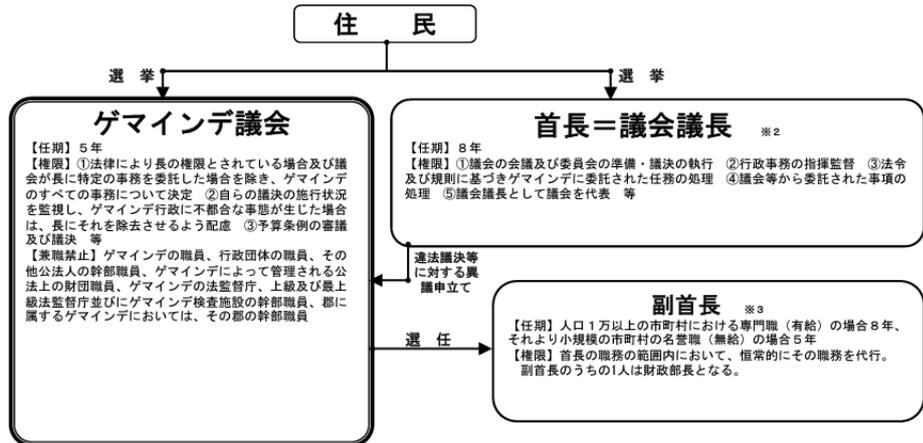
《クライス》 《ゲマインデ》



（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とブレーマーハーフェン市（ブレーメン都市圏）。

（バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例）



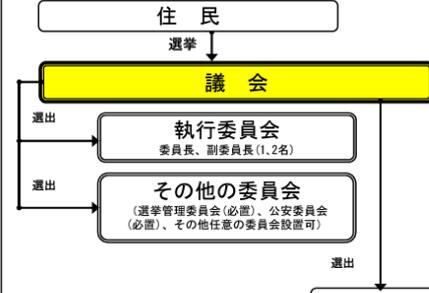
※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

10

議会の組織（スウェーデン）

広域自治体

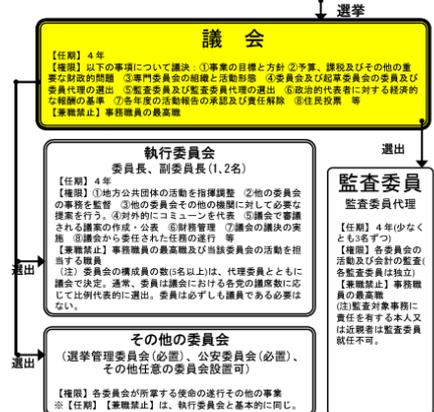
《ランスティング》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

基礎自治体

《コミュニティ》



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに代わっている。

（出典：総務省）

(3) 広域自治体議会の権限について

① 主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

② 政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限

(日本の例)

- ・ 国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出
- ・ 議案（条例等）の提出
- ・ 議案（予算・条例等）に対する修正案の提出

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

自治体名	

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。

自治体名	取組内容

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額又は月額）			
		議長	副議長	議員	その他※

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間か））に開催されているのか御回答下さい。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。

(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	<p>以下すべての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 21歳以上（男子の兵役終了後）の国民 • 現行法の下で選挙人としての資格を剥奪されない者 • シンガポールで連絡住所を所持している者 <p>(出典：国会選挙法第5条、6条及び選挙局ウェブサイト)</p>
	被選挙権	<p>以下すべての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 21歳以上（男子の兵役終了後）の国民 • 選挙人名簿に登録されている者 • 立候補届出日時点でシンガポールに居住しており、合計10年以上その期間が継続している者 • 憲法第45条に規定されている欠格条件のいずれにも該当しない者 • 英語、マレー語、中国語（標準語）またはタミル語の会話に十分な習熟度を有し、上記言語の少なくとも一つを読み書きできる者 <p>(出典：憲法第44条、45条及び選挙局ウェブサイト)</p>
地方議会議員選挙	選挙権	該当なし
	被選挙権	該当なし

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権(投票権)を得るための条件となっている場合は、必要な手続の内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

必要な手続きはなく、21歳を迎えると「有権者名簿」に自動的に個人の情報が登録される仕組みとなっている。

※すべてのシンガポール国民には政府から「NRIC ナンバー」という番号が付与されており、このナンバーに紐づいている個人情報に基づき、21歳になった際は、自動的に有権者名簿に登録がなされる。なお、正当かつ十分な理由なく投票ができなかった場合は、有権者名簿から情報が削除され、次回の選挙から投票ができなくなる。再度有権者名簿に登録をしたい場合は、個人で再登録の作業を行う必要がある。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について【地方自治体を有しないため、該当なし】

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合（統一率）を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙		
基礎自治体議会議員選挙		

(日本の例)

	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4 月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4 月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について【地方自治体を有しないため、該当なし】

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

①広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	
(日本の例)	
代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

【国会議員選挙の場合】

供託金の額は、議会解散日の直前の月に選出された国会議員に支払われる固定月額手当の金額（500ドル未満は四捨五入）とする。

なお、正確な金額は選挙の都度、選挙令状通知に明記される。

立候補者が当選しなかった場合、及び

(a)立候補者の得票数が争った選挙区で投票された総票数の8分の1を超えない場合、または

(b)立候補者がグループ選挙区の立候補者である場合、所属するグループの得票数がその選挙区で投票された総票数の8分の1を超えない場合、

供託金は没収される。

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

情報なし

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	<p>【民選議員】 28.7% (小数第二位を四捨五入)</p> <p>【任命議員】 33.3% (小数第二位を四捨五入)</p> <p>【非民選議員】 50.0%</p>
------	--

②女性議員の増加(確保)を目的とした措置・取組について

女性議員の増加(確保)を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

政府として女性議員の増加・確保を目的とした取り組みはない。
 ※女性議員を国会議員に立候補させるか否かは政党の方針による。
 ※後述するが、少数民族議員に対する取り組みはある。

③平均年齢と10代～30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員(10代～30代)の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	平均年齢	<p>【民選議員】 約 52 歳 <u>※公開されている情報が議員の誕生年のみであるため、いずれの議員も1月1日生まれであると仮定し、年齢を算出すると平均年齢は52.3歳となる(小数第2位を四捨五入)。</u></p> <p>【任命議員】 約 48 歳 <u>※公開されている情報が議員の誕生年のみであるため、いずれの議員も1月1日生まれであると仮定し、年齢を算出すると平均年齢は48.4歳となる(小数第2位を四捨五</u></p>
------	------	--

		入)。 【非民選議員】 約 60 歳 ※公開されている情報が議員の誕生年のみであるため、いずれの議員も 1 月 1 日生まれであると仮定し、年齢を算出すると平均年齢は 59.5 歳となる (小数第 2 位を四捨五入)。
	10 代の議員の割合	0
	20 代の議員の割合	0
	30 代の議員の割合	【民選議員】 約 3 % ※公開されている情報が議員の誕生年のみであるため、いずれの議員も 1 月 1 日生まれであると仮定し、年齢を算出すると 30 代の議員の割合は 3.4%となる (小数第 2 位を四捨五入)。 【任命議員】 約 22% ※公開されている情報が議員の誕生年のみであるため、いずれの議員も 1 月 1 日生まれであると仮定し、年齢を算出すると、30 代の議員の割合は 22.2%となる (小数第 2 位を四捨五入)。 【非民選議員】 0%

④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

政府として若者議員の増加・確保を目的とした取り組みはない。
※若者議員を国会議員に立候補させるか否かは政党の方針による。

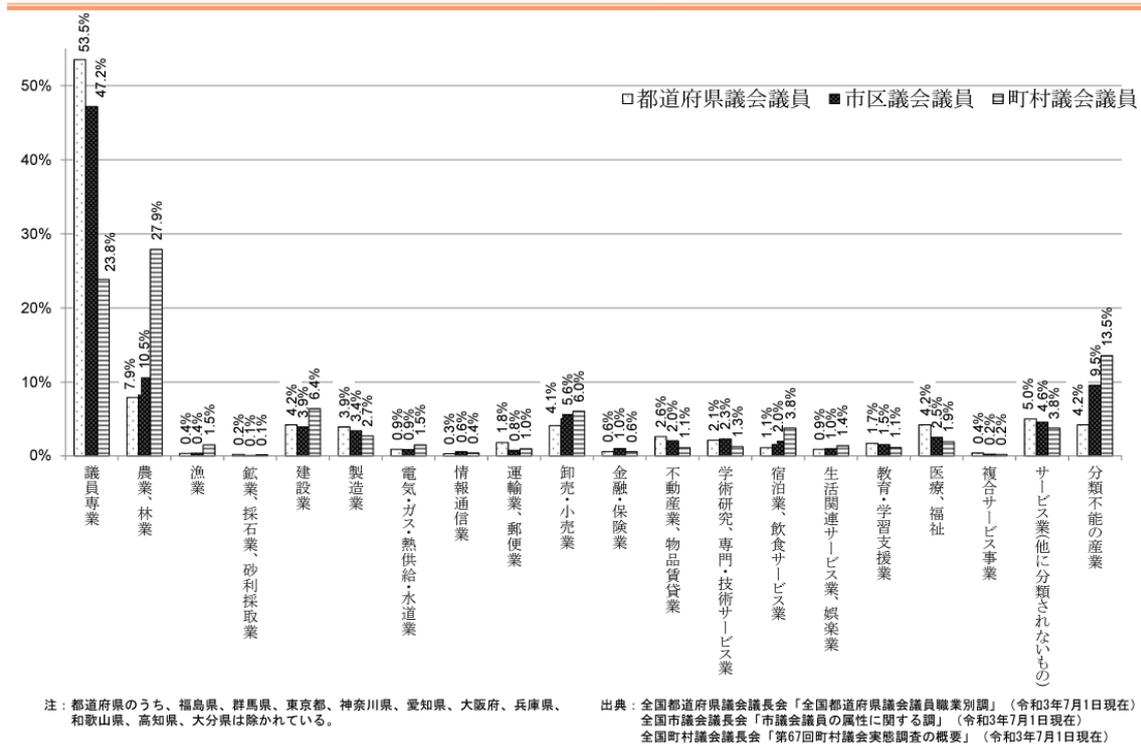
⑤地方議会議員の職業について【地方自治体を有しないため、該当なし】

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。



(日本の例)

地方議会議員の概況①（職業別）



⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について【地方自治体を有しないため、該当なし】

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。



(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

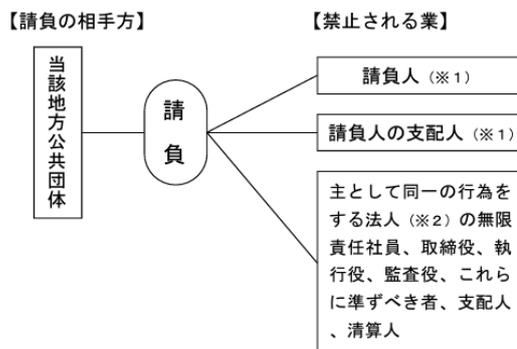
○ 兼職の禁止 (法 § 92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173Iによる同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港灣法 § 17①	

○ 兼業の禁止 (法 § 92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。

※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

【国会議員選挙について】

法律により、集団選挙区選挙では、少数民族の当選割合が担保されている。

(以下、詳細)

前提として、シンガポールの(国会)議員選挙における選挙区は、小選挙区と集団選挙区に区割りされている。小選挙区での選挙には少数民族の当選割合を担保する仕組みはないが、集団選挙区では以下のとおり、少数民族の当選割合を担保する仕組みがある。

・集団選挙区には、3人区～6人区があり、各党はこれらの区に自らの党の「候補者グループ」を立候補させる。

※候補者グループ：集団選挙区で立候補する候補者を集めたグループ。4人区の場合は4人グループ、5人区の場合は5人グループとなる。

・候補者グループを立候補させる際、グループの中で少なくとも一人はマレー系ある

いはインド系あるいは他の少数民族の立候補者でなければならない（国会選挙法(1954)の第8A条）。

・有権者は集団選挙区で候補者グループを擁立する「政党」に投票し、最大得票政党の選挙グループがその選挙区の議席を全て獲得する（最大得票した政党の政党グループ全員が議席を獲得する）。したがって、グループ単位での当選となるが、グループには必ず少数民族が含まれているため、区の中で当選した議員の中には必ず少数民族の議員がいることとなる。

・なお、少数民族の立候補者であるか否かは、大統領が任命する委員で構成される「各民族の委員会」が判断している。（具体的には、マレー人コミュニティ委員会、インド人及び他の少数民族コミュニティ委員会等がある）

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
公開情報無し	
(日本の例)	
・議事堂内に議員用の保育スペースを整備している	
・育児を理由とした議員の欠席を認めている	

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

【国会議員選挙について】

2020年の国会議員総選挙において、選挙運動期間中、立候補者は下記的手段で各自の政策あるいは所属党派の政策主張を発信することが可能であった。

- ・選挙活動で歩いている際に有権者と触れ合う
- ・戸別訪問をする
- ・パンフレット、資料、ニュースレター等を配布する
- ・ポスターやバナーを貼る
- ・拡声器やポスター付きの乗物から立候補者または党派の政見を述べる
- ・各種インターネットやオンラインプラットフォーム（ウェブサイト、ブログ、SNS、通信サービス等）で宣伝したり、政見を述べる動画を配信したりする
- ・テレビで割り当てられた放送時間に政見放送を行う
- ・集会を行うことができる

※パンデミック中だったので、2020年には大勢の人が集まる集会を行うことはできなかったが、集会の代わりに、政府指定の会場でライブ配信を行うことはできた。

(日本の例)

- ・街頭演説を聴く（演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される）。
- ・インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。
- ・選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。
- ・テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について【地方自治体を有しないため、該当なし】

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

【国会議員選挙について】

公表されていない。

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間
実施無し			

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	NRIC番号（日本のマイナンバー制度に類するもの）にて管理
本人確認の方法	NRIC番号（日本のマイナンバー制度に類するもの）にて管理

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

郵便投票を利用するための要件	【国会議員選挙について】 海外在住者のみ認められている
直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率	

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

【国会議員選挙について】

高齢者、障害者、妊婦等の移動困難者が投票しやすいよう、投票所で以下の取り組みが行われている。

- 専用降車所を指定する
- 車いすを用意する
- スロープ等の設置により、投票所へのアクセスのバリアフリー化
- 優先行列を設ける
- 投票ブースの台を低くする
- 膝で投票できる携帯用の投票ブースを用意
- 視覚障害者のためにステンシル入りの投票用紙を用意
- 拡大鏡を用意
- 投票しやすいように投票箱に漏斗状装置を付ける

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

【国会議員選挙について】

該当なし

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

【国会議員選挙について】

該当なし

7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

なりすまし防止の観点や、投票の秘匿性を確保することが難しいことから実施していない。さらに、システムの信頼性の問題や、ハッキングやサイバー攻撃を受けやすいなどのセキュリティリスクもある。

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
○	

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	1959 年以降
根拠法	1958 年の憲法・法律改正による
採用までの経緯	イギリスからの完全自治を得てから法改正し採用

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	投票ができなかった場合に発生する事象として「選挙人名簿からの抹消」がある。
義務が免除される要件	免除される要件は無し。 ※「投票義務の免除」ではないが、「正当かつ十分な理由があると認められた場合及び罰金を支払った場合」については、選挙人名簿からの抹消が行われた後、選挙人名簿に再登録が可能。